

姫路科学館友の会会則

(名 称)

第1条 この会は、姫路科学館友の会（以下「友の会」という。）といい、事務局を姫路科学館（以下「科学館」という。）内に置く。

(目 的)

第2条 友の会は、会員が科学館の展示・プラネタリウム及び教育普及活動をとおして科学に関する知識・教養を培い、親睦を深めるとともに、科学館の活動を援助することを目的とする。

(事 業)

第3条 友の会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 講演会及び研究会の開催
- (2) 科学に関する資料の提供、販売
- (3) 科学館ボランティア活動
- (4) その他友の会の目的達成のため必要な事業

(会 員)

第4条 会員とは、第2条の目的に賛同した個人及び法人で所定の会費を納入したものをいい、会員の区分は、次のとおりとする。

- (1) 普通会员
- (2) 賛助会員（法人会員）

(会 費)

第5条 会費は次のとおりとし、原則として前納とする。

- (1) 普通会员

ア 小学生から高校生まで 年額1人 1,000円

イ 一般 年額1人 2,000円

- (2) 賛助会員（法人会員） 年額1人 15,000円

2 会員が途中で退会したときであっても、会費の払い戻しは行わない。

3 10月1日以降に入会する者の会費は、所定の会費の半額とする。

4 見学、実習等の実費は、その都度別に定める。

(会 員 証)

第6条 会員には、会員証を発行する。

2 会員証は、会員以外のものに譲渡し、または、貸与してはならない。

但し、賛助会員は、法人全体を1会員とみなす。

3 会員証は、再発行しない。

(特 典)

第7条 会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 普通会员は、会員証により、いつでも常設展示を無料で観覧できる。
- (2) 普通会员は、会員証により、プラネタリウムを年3回無料で観覧できる。
10月以降加入会員は、プラネタリウムを1回無料で観覧できる。(ただし、特別な催しの場合は除く。)
- (3) 賛助会員は、常設展示及びプラネタリウムをいつでも無料で観覧できる。
- (4) 友の会の各種行事への参加及び科学館の催し案内等科学館の情報提供を受けることができる。

(役 員)

第8条 友の会に次の役員を置き、任期は1年とし、再任を妨げない。

- (1) 会 長 1人
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 常任理事 1人
 - (4) 理 事 若干名
 - (5) 監 事 2人
- 2 友の会に顧問を置くことができる。
 - 3 理事及び監事は、理事会において選考し、総会の承認を得るものとする。
常任理事は、科学館長があたるものとする。
 - 4 会長・副会長は、理事の互選により定める。
 - 5 顧問は、理事会で推薦し、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は友の会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその仕事を代行する。
- (3) 常任理事は日常の会務を処理する。
- (4) 理事は理事会を構成し、会務を処理する。
- (5) 監事は会計その他を監査する。
- (6) 顧問は会長の諮問に応じ、意見を述べるすることができる。

(会 議)

第10条 総会は年1回開催し、会長が召集し、議長も兼ねる。

- 2 総会に付議する事項は、概ね次のとおりとする。
 - (1) 会則の制定、改廃

- (2) 役員の承認
- (3) 事業計画及び予算の承認
- (4) 事業報告及び決算の認定

3 理事会は必要の都度会長が招集し、重要事項を審議するとともに、友の会の運営について協議する。

4 総会は、理事会の総意に基づいて理事会で代行することができる。

(会 計)

第11条 友の会の経費は、会費、寄付金、事業収入及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

- 1 第7条 役員の選任に関し、発足にあたっては科学館において選任する。
- 2 この会則は、平成5年4月25日から施行する。
- 3 平成8年5月30日 改正。
- 4 平成15年5月25日 改正。
- 5 平成17年5月29日 改正。
- 6 平成18年5月28日 改正。
- 7 平成25年4月27日 改正。